

多治見市債権管理計画

(平成28年度～平成31年度)

平成28年4月
多治見市総務部
諸納付金収納担当

1 はじめに

本市の債権管理は、以前より、諸納付金収納担当職の設置及び国税OBによる収納対策監の任用により、市税のほか諸納付金を対象に、大口滞納者の対策、管理事案の指導等を行い、不動産だけでなく、動産、債権の差押、インターネット公売などについても手がけてきたところである。

また、平成22年4月1日に制定した債権管理条例を基に、債権管理の適正を期することを目的に債権管理計画（平成22年度～平成23年度）、債権放棄等の取扱を規定した債権管理マニュアルを策定、平成24年2月に債権管理計画（平成24年度～平成27年度）の計画を見直した。

これにより、的確な滞納処分、計画的な催告、納付資力が無く徴収困難な案件等については、滞納処分の執行停止、債権放棄による不納欠損処理に取り組んだ結果、平成26年度決算において、諸納付金の多くは、滞納繰越額の削減、収納率が向上するなど一定の成果を収めることができた。

本計画は、第三次の債権管理計画として、引き続き、適正な債権管理、収納率の向上に努め、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平な行政の推進を図ることを目的とする。

2 計画期間 平成28年度から平成31年度まで

3 目標 各債権の目標収納率の達成及び滞納繰越額の削減

4 現状

平成23年4月1日から、市民の利便性向上を目的にコンビニエンスストア収納を開始し、収納率向上に一定の成果を上げている。

債権管理計画に基づき適正な債権管理に努めた結果、諸納付金全体で平成26年度末までに現年度分収納率を98.1%以上とする目標に対し、平成26年度決算で0.6ポイント上回り98.7%、滞納繰越分収納率を26.7%以上とする目標に対し、0.9ポイント上回り27.6%となった。また、市税等の徴収不能な事案について、権利放棄の専決処分313万円を含む7,010万円を制度に沿って不納欠損処分をした。一方で滞納初期段階の対応が十分でないため、長期の滞納に結びつくケースも少なくない。市民に不公平感を抱かせることが無いように早期に催告に着手し、現年度の滞納繰越額の削減が課題となっている。

各債権の状況は次のとおり

(1) 市税（税務課）

- ・ 7年連続して合計（滞納繰越分、現年度分）収納率が向上し、滞納繰越額も大幅に減少している。主な要因として債権などの的確な差押、破産事件等の配当金、捜索の実施、実態のない法人の不納欠損処分が上げられる。また、収納専門対策監等による支援、指導も成果を上げている。

(2) 国民健康保険料・後期高齢者保険料（保険年金課）

- ・ 6年連続して合計（滞納繰越分、現年度分）収納率が向上し、滞納繰越額も減少している。主な要因として諸納付金収納担当、税務課との連携による的確な差押が挙げられる。

(3) 介護保険料（高齢福祉課）

- ・ 分納誓約の不履行者、滞納期間の短い者を中心に電話催告、臨宅を行なったことで平成25年度の収納率向上につながった。一方で、被保険者、要介護者の増加に伴い滞納対策に当てられる時間が少なくなり、速やかな滞納対策が課題となっている。

(4) 保育料（子ども支援課）

- ・ 電話催告、園長からの声掛けなどにより催告を行い、滞納繰越額を年々減少させている。

(5) 下水道使用料（下水道課）

- ・ 平成25年度使用料値上げの影響で、繰越額が微増傾向にあるものの、収納率に関しては高水準を維持し、3年連続全体収納率を98.2%で維持している。高水準を維持できている要因として、給水停止を活用した積極的な取り組みが挙げられる。

(6) 受益者負担金（下水道課）

- ・ 電話催促や督促状の発送を計画的に実施し、3年連続収納率目標を達成し、繰越額は毎年減少している。

(7) し尿処理手数料（下水道課）

- ・ 電話催促、し尿収集停止を実施し、全体収納率を向上させ、滞納繰越額を減少させている。

(8) 住宅使用料（建築住宅課）

- ・ 計画的な電話催促等を頻繁に行い全体収納率を向上させ、滞納繰越額を毎年減少させている。一方で、回収不能債権に対する効率的な整理が課題となっている。

(9) 土地貸付料（総務課・財産区含）

- ・ 電話催促等の計画的な実施を継続的に取り組んだ。笠原地区の土地貸付料の納付について、業界の景気低迷等で収納率低下に影響している状況である。

(10) 水道料金 (水道課)

- ・ 収納率がやや低下したが高水準を維持し、的確な給水停止による未納料金の回収、回収不能債権の不納欠損処分を実施している。

5 債権別の目標収納率 (市財政の健全化及び公平な行政の推進を図る)

債権名	年 度	収 納 率							(単位：%)	
	区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27目標値	H28目標	H29目標	H30目標	H31目標	
市 税	現年度	98.6	98.7	98.8	98.3	98.7	98.7	98.7	98.7	
	滞納繰越分	30.2	30.8	32.4	28.5	30.0	30.0	30.0	30.0	
国民健康保険料	現年度	97.0	97.6	97.5	95.5	97.4	97.5	97.6	97.7	
	滞納繰越分	23.9	23.3	21.8	23.0	23.0	23.1	23.2	23.3	
後期高齢者 保険料	現年度	99.8	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	
	滞納繰越分	78.9	78.1	59.3	86.0	72.0	74.0	76.0	78.0	
介護保険料	現年度	99.1	99.2	99.2	98.7	99.2	99.3	99.4	99.5	
	滞納繰越分	22.4	28.8	18.2	21.0	23.1	23.2	23.3	23.4	
保育所保育料	現年度	99.6	99.6	99.4	99.0	99.5	99.5	99.5	99.5	
	滞納繰越分	20.2	13.9	12.6	22.0	15.6	15.7	15.8	15.9	
下水道使用料	現年度	99.3	99.2	99.2	99.0	99.3	99.3	99.3	99.3	
	滞納繰越分	37.6	36.1	38.9	47.0	37.5	37.6	37.7	37.8	
受益者負担金	現年度	97.3	98.7	99.4	96.5	98.5	98.6	98.7	98.8	
	滞納繰越分	23.1	29.2	24.5	15.5	25.6	25.7	25.8	25.9	
し尿処理手数料	現年度	97.1	98.5	98.7	97.0	98.1	98.2	98.3	98.4	
	滞納繰越分	42.4	37.5	25.8	52.0	35.2	35.3	35.4	35.5	
住宅使用料 (駐車場含)	現年度	97.0	95.7	96.6	95.0	96.4	96.5	96.6	96.7	
	滞納繰越分	14.5	17.2	15.6	22.0	15.8	15.9	16.0	16.1	
土地貸付料 (総務・財産区含)	現年度	98.7	98.2	97.9	99.0	98.3	98.4	98.5	98.6	
	滞納繰越分	5.3	8.9	9.6	30.0	9.0	12.0	15.0	18.0	
平均	現年度	98.5	98.7	98.7	98.2	98.6	98.7	98.8	98.9	
	滞納繰越分	27.5	27.7	27.6	26.8	27.6	27.7	27.8	27.9	
水道料金	現年度	84.0	83.8	83.7	84.0	83.9	83.9	83.9	83.9	
	滞納繰越分	94.9	95.1	95.4	94.5	95.1	95.2	95.3	95.4	

6 目標実現に向けた取り組み

債権全体

- ・ 債権の適正化を図るため、財産、所得調査を行い資産などがある時は滞納処分等を行い、資産などのないとき、生活困窮者又は行方不明者の場合などは、滞納処分の執行停止、債権放棄による不納欠損処分を行う。また、滞納者の資産、収入状況に応じて、分納誓約など適切な対応を行う。
- ・ 常に債権管理マニュアルを意識し債権回収を行うことにより、債権管理の適正化及び徴収知識を習得し、滞納処分を前提とした滞納整理事務の定着を図る。
- ・ 滞納の累積を防ぐため、現年度分を中心に催告スケジュールを作成し計画的な催告を実施する。

- ・ 債権を所管する課の課長は、債権管理の状況を評価した上で財政課（諸納付金収納担当）に報告する（年4回）。
- ・ 税務課、保険年金課の嘱託徴収員を有効に活用し、諸納付金の未収金を嘱託徴収員に依頼する。ただし、「**収納責任は所管課にある**」を基本とし、嘱託徴収員は所管課を支援する位置付けとする。
- ・ 納期後の納付の際には、正しく納付した者との公平性を保つために、制度に基づく督促手数料及び延滞金を徴収する。
- ・ 効率的な徴収業務が行えるように、庁内連携による情報提供を行う。
- ・ 市税等徴収事務研究会の中で、収納事務の在り方について検討する。
- ・ 更なる市民の利便性の向上のため、クレジット収納などの研究を継続する。

各債権の取り組みは次のとおり

(1) 市税（税務課）

- ・ 現年度については早期に滞納整理に着手し、現年度滞納繰越額の削減を図る。

(2) 国民健康保険料・後期高齢者保険料（保険年金課）

- ・ 納付困難者には、分割による納付を促し短期間に完納させる。
- ・ 嘱託徴収員の業務を見直し、効率的な徴収体制を再構築する。

(3) 介護保険料（高齢福祉課）

- ・ 課全体の事務量が増え収納事務が圧迫される中で、グループ又は課全体で取り組む体制を検討し実施する。

(4) 保育料（子ども支援課）

- ・ 担当グループでの休日や夜間の電話催告回数を増加させる。また、納付困難者には分割による納付を促し、短期間に完納させる。

(5) 下水道使用料（下水道課）

- ・ 給水停止を活用するなど債権の早期回収に努める。

(6) 受益者負担金（下水道課）

- ・ 受益者負担金の法的性質を含め、分かり易く説明し、受益者の納付理解を得られるよう努める。また、従来の電話催告業務など継続する。

(7) し尿処理手数料（下水道課）

- ・ し尿収集停止を活用するなど債権の早期回収に努める。

(8) 住宅使用料・市営住宅駐車場使用料（建築住宅課）

- ・ 分納誓約書の履行の監視及び催告をするとともに、定期的に分納額の見直しを行ない早期に完納に至るように指導する。また、連帯保証人を活用し滞納者の

履行意識を高める。また、明け渡し請求、支払督促などの法的手段の検討し実施する。

(9) 土地貸付料 (総務課)

- ・ 支払督促など法的手段を検討し実施する。

(10) 水道料金 (水道課)

- ・ 給水停止を活用し未収金の回収に努める。